

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年度第2回朝霞市地域包括支援センター運営協議会	
開催日時	令和7年1月31日（金）午後2時40分～3時30分	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	<p>出席者 委員10名（古川会長、本田副会長、池田委員、田中委員、大橋委員、幡委員、渡邊委員、熊澤委員、松本委員、福山委員） 欠席者 なし</p> <p>事務局9名（佐藤福祉部長、濱福祉部次長兼長寿はつらつ課長、近藤長寿はつらつ課長補佐、長尾長寿はつらつ課長補佐、荒井高齢者支援係長、吉田介護保険係長、大野地域包括ケア推進係長、佐藤地域ケア推進係主任、田中地域包括ケア推進係主事） 地域包括支援センター12名（内間木苑（遠藤、佐々木）、つつじの郷（斉藤、新坂）、モーニングパーク（脇坂、谷）、ひいらぎの里（出村、水科）、朝光苑（小南、武笠）、あさか中央（大下、藤川））</p>	
議題	<p>（1）令和7年度朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）について</p> <p>（2）指定居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定について</p> <p>（3）介護保険法施行規則の改正に伴う地域包括支援センターの職員配置要件の見直しについて</p> <p>（4）その他</p>	
会議資料	<p>次第</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料番号1 令和7年度 朝霞市地域包括支援センター運営方針（案） 資料番号2 令和7年度 朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）新旧対照表（抜粋） 資料番号3 介護予防支援の指定対象拡大に伴う事務フロー（イメージ図） 資料番号4 介護保険法施行規則の改正に伴う地域包括支援センターの職員配置要件の見直しについて 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月

	会議録の確認方法 会長による確認
傍聴者の数	なし
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開 会

<傍聴 なし>

2 議題

（1）令和7年度朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）について

<事務局説明>

【事務局 田中主事】

資料番号1「令和7年度 朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）」と資料番号2「令和7年度朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）新旧対照表（抜粋）」を御用意ください。

この運営方針は、介護保険法に基づき、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施を目指すため、市が策定するもので、毎年、内容について少しずつ見直しを行っております。なお、朝霞市では、包括的支援事業の全てについて地域包括支援センターに一括してお願いしており、運営方針については基本的事項が全て記載されている形となっております。

委員の皆様は、事業者や地域団体、住民等の様々な立場の方で構成されております。日頃感じている地域の課題や将来を見据えて、方針が適切か、過不足はないか等を御検討いただき、御意見・御提言等をいただければと存じます。

令和7年度の運営方針(案)について、令和6年度との比較をしながら御説明させていただきます。主な変更点を新旧対照表から一部抜粋して、御説明いたします。

それでは、資料番号2「令和7年度 朝霞市地域包括支援センター運営方針（案）新旧対照表（抜粋）」の1ページ目をお開きください。新旧対照表の左側は新年度、令和7年度の運営方針(案)で、右側には今年度、令和6年度の運営方針が記載されており、それぞれ変更箇所については下線が引かれています。変更点をページに沿って御説明させていただきます。

まず、資料番号2新旧対照表の1ページをお開きのまま、「Ⅱ 地域包括支援センターの意義・目的」を御覧ください。地域包括支援センターの文言の後に「(以下「センター」という。)」と記載のあるように全編を通して、地域包括支援センターを「センター」に略称いたしました。厚生労働省が发出している通知や朝霞市の条例等に準拠した形で文言を修正いたしました。

ページをめくっていただきまして、2ページの2行目を御覧ください。同様に、朝霞市地域包括支援センター運営協議会も「協議会」に略称を行っております。

資料番号2新旧対照表の2ページをお開きのまま、2ページの一番下の行から3ページにかけて記載のある※（米印）Cの主任介護支援専門員に準ずるものに関する記載を御覧ください。

こちらは厚生労働省が令和6年8月5日付で発出した【「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について】の職員配置基準に準拠し、修正を行っております。

地域包括支援センターが育成計画を策定し、本市に策定した計画を報告し、地域包括支援センターにいる主任介護支援専門員の助言のもとで、将来的には主任介護支援専門員を目指す意思のある方で、ケアマネジャーとして通算5年以上勤務実績がある方が今回の改正の対象となっております。

資料番号2新旧対照表の4ページの「7 個人情報の保護」を御覧ください。本市と6つの包括の受託法人の間で毎年、朝霞市地域包括支援センター運営業務委託の契約を行っておりますが、その契約の中で、すでに朝霞市共通書式である「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を含めて契約締結を行っているため、個別に策定している「朝霞市地域包括支援センターの個人情報の取り扱いについて」は不要であるため、廃止することとし、それに伴う、文言の修正を行いました。

資料番号2新旧対照表の5ページの「9 苦情対応」を御覧ください。「朝霞市地域包括支援センター苦情対応方針」を策定し、運用を行ってまいりましたが、PC端末の包括システム上の相談記録を市の担当者と包括の職員間で情報共有を行っており、運用開始以降、苦情発生報告書の提出の実績がありません。そのため、ケア係内で検討した結果、苦情発生報告書の提出を廃止しても業務に支障がな

く、また、運営方針に盛り込むことで、毎年、市や包括の職員の目に留まるようになるため、当該方針を廃止することとし、それに伴う文言の修正を行いました。

<委員からの意見・質問等>

【古川会長】

ありがとうございました。只今の説明に対し御意見、御提案、または御質問はございますか。

【福山委員】

新旧対照表の5ページにある「9 苦情対応」について、個別具体的に定められているものは他に何かありますか。

【事務局 大野係長】

担当課として、地域包括支援センター職員向けにこの運営方針以外で定めてはいません。

【池田委員】

ここでいう苦情対応はクレームを指しているのか。それとも、苦情を意味しているのか。クレームの意味は苦情ではないが、日本では現状、イコールの意味として捉えられてしまっている。

【事務局 大野係長】

こちらの表現の苦情は苦情を意味しており、クレームを指したものではありません。

【熊澤委員】

まず1点目が、「7 個人情報の保護」で責任者の部分の常勤の文言が無くなっているが、わざわざ外す必要があるのか。2点目が「6 地域との連携」のなかに地域住民の方と連携を図る等の文言を明確に入れていただきたい。連携する相手として、先程のような文言が入っていることが地域共生社会を作っていく上で重要なことであると考えております。3点目が、資料番号1の9ページ「③ 地域包括支援ネットワーク構築業務」に「重層的支援体制整備事業」も入ると思うので、こちらも明記したほうが良い。最後4つ目で、「成年後見制度の活用」の適切な説明の部分に、ここにも市や関係機関と協力して、もしくは連携してという言葉を加えていただきたい。地域包括支援センターだけでなく市もバックアップしていく意思表示を示してほしい。

【事務局 田中主事】

1点目について回答させていただきます。「7 個人情報の保護」の該当の変更は、朝霞市共通書式である「個人情報の取り扱いに関する特記事項」に準拠した形で変更しており、個人情報取扱責任者は原則管理者であるセンター長であり、基本的に常勤勤務を想定しております。

【事務局 大野係長】

2点目の「6 地域との連携」の後半の部分に「地域住民」というキーワードは使っているが、総合的に「地域住民」を入れていくことを検討します。3点目の御質問に関しては、本市において、「重層的支援体制整備事業」を検討している段階であり、長寿はつつ課のみならず、福祉部全体のことになってしまうので、段階的に盛り込んでいきたいと考えております。4点目の「成年後見制度の活用」に関しては、今後を見据えた、他部署との連携について盛り込んでいきたいと考えております。

その他意見・質疑等なし

(2) 指定居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定について

<事務局説明>

【事務局 佐藤主任】

介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの業務の見直しが計られ、指定介護予防支援事業者の対象が拡大となりました。

改正前は総合事業対象者及び要支援者に対する指定介護予防支援業務について、原則として、地域

包括支援センターが指定介護予防支援業務を実施しておりました。また、その指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することが可能となっております。

改正に伴い、本市では令和6年6月1日以降、指定居宅介護支援事業所が朝霞市から直接、指定介護予防支援事業者として指定を受け、業務を実施できるようになっております。地域包括支援センターを介すことなく、利用者と直接契約し、業務を実施することが可能となっております。

令和7年1月31日現在、指定介護予防支援事業者として指定を受けていただいている、指定居宅介護支援事業所は

ライブラリ朝霞 居宅介護支援事業所
ケアプラン安心のおせわ〜く広場
介護プラン ほほえみ の3事業所となっております。

指定介護予防支援事業者の指定を受けた事業所が実施できる業務は介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」の要支援1・2の方のみとなっております。総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」を行う場合は、引き続き地域包括支援センターからの委託が必要となってまいります。そのため、個別のケースごとに管轄の地域包括支援センターに御連絡いただき、契約をしていただく流れとなっております。

なお、本日資料として配付した、資料番号3介護予防支援の指定対象拡大に伴う事務フロー（イメージ図）は長寿はつらつ課の複数の係に業務が横断するため、担当者間の事務フローの認識を統一するために策定したものとなっております。

資料下部にありますように、指定居宅介護支援事業所の3つの事業所が直接市民の方と契約を行った場合であっても、地域包括支援センターが一定の関与を継続して行ってまいります。

<委員からの意見・質問等>

【古川会長】

ありがとうございました。只今の説明に対し御意見、御提案、または御質問はございますか。

【池田委員】

医師会を代表して、質問します。今まで、介護の相談をする場合は市役所に行くよう患者さんに案内してきたが、今後は地域包括支援センターや該当の3つの事業所に相談に行くように案内しても良いのでしょうか。

【事務局 佐藤主任】

おっしゃる通りです。また、実際に認定結果が出た際には、地域包括支援センターや3つの事業所にお問い合わせするように案内文を同封しております。

【幡委員】

先程の質問に関連して、私の職場でも介護が必要になって時の相談先に悩む方が多い。一般の企業の働き盛りの方に、行政や地域包括支援センターに行くように言ってしまっても問題ないでしょうか。

【事務局 大野係長】

電話でも問題ございませんので、是非地域包括支援センターに一報をお入れ下さい。

【幡委員】

その際は長寿はつらつ課ではなく、地域包括支援センターに直接連絡を入れたほうが良いでしょうか。

【事務局 大野係長】

長寿はつらつ課に御連絡をいただいた際には、職員が対応いたしますが、その後の支援やサービスを組むとなると地域包括支援センターとの関わりが強くなりますので、直接御連絡いただいたほう

が、スムーズな流れとなります。

【本田副会長】

現在、指定を受けている事業所は3つのみだが、市としては今後増えていったほうが良いと考えておりますか。

【事務局 大野係長】

法改正により、指定を受ける事業所が増えることにより、地域包括支援センターの負担が軽減されることが見込まれるので、事務局サイドとして増えてほしいと考えています。

【古川会長】

はい、ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。

その他意見・質疑等なし

(3) 介護保険法施行規則の改正に伴う地域包括支援センターの職員配置要件の見直しについて
<事務局説明>

【事務局 佐藤主任】

資料番号4「介護保険法施行規則の改正に伴う 地域包括支援センターの職員配置要件の見直しについて」を御用意下さい。A4片面のカラーコピーとなっており、スライドが各ページ2枚ずつ掲載されております。見づらくて恐縮ですが、スライドの左上に番号が附番されております。1枚めくっていただきまして、2ページ目のスライド4枚目の資料が文字が潰れて見づらくなってしまったため、一番後ろに拡大したものをご用意しております。

1 ページのスライド2枚目を御覧下さい。全国的に地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況に対処するため、社会保障審議会介護保険部会（令和4年12月20日）の意見や、令和5年度の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月閣議決定）をもとに、介護保険法施行規則等の一部改正（令和6年4月1日施行）が行われました。

これに対応するため、本市では、令和7年3月議会において「朝霞市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例」の一部改正を検討しております。

2 ページのスライド3枚目を御覧下さい。地域包括支援センターには3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）をそれぞれ常勤職員としての配置が必須とされておりますが、次の2つが改正の内容となります。

①地域包括支援センターが担当する圏域における第1号被保険者（高齢者人口）の数に応じて置くべき常勤職員について「常勤換算方法」を導入する。

（※常勤換算方法とは、職員の勤務延べ時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、職員数に換算する方法のことで、短時間勤務職員などの時間数を加えて換算することができます。）

②一つの地域包括支援センターだけではなく、複数の地域包括支援センターの担当エリアを一つの圏域とみなし、合算した第1号被保険者（高齢者人口）の人数をもとに3職種の常勤職員の人数を配置し、配置基準を満たす扱いにすることを可能とする。

以上の2点が改正内容となります。

3 ページのスライド5枚目を御覧下さい。先程お伝えした改正内容を図式化したものとなります。常勤換算方法による欠員の解消を例示したものとなります。3職種のうち、保健師に欠員が出た場合、週5日フルタイム勤務の人材が雇用できなくなってしまった場合、週5日フルタイム勤務の人材の代わりとして、週3日フルタイム勤務の人材と週2日フルタイム勤務の人材を常勤換算で1名分とカウントできることをお示したものとなります。

スライド6枚目を御覧下さい。こちらは、国の基準での欠員が生じる圏域への柔軟な配置を例示したものとなります。地域包括支援センターの3職種の国の人員配置基準は担当圏域の高齢者人口数によって定められております。3,000人から6,000までで3職種を各1名ずつ計3名の配置が必須とな

ります。以降は高齢者人口数が2,000人ごとに3職種のうち1名が必要となります。以上を踏まえて例示を御覧いただきますと、B包括とC包括ともに高齢者人口数が4,500人のため、3職種はそれぞれ1名ずつ、計3名、包括毎に必要となりますが、B包括の主任介護支援専門員が欠員となっております。この欠員を解消するために、Bの圏域とCの圏域を一つの圏域とし、高齢者人口を合算すると4,500人+4,500人=9,000人とします。人員配置基準は3,000人から6,000までの3名にプラスして6,000から8,000人までの追加1名、8,000人から10,000人までの追加1名の計5名の配置が必要となります。B包括とC包括の人員は保健師が2名、社会福祉士が2名、主任介護支援専門員が1名、各専門職がそれぞれ1名ずつにプラスアルファの3職種の人員が2名の計5名在籍のため、今回の事例において欠員は解消となります。

4ページのスライド7枚目を御覧下さい。こちらは朝霞市地域包括支援センター運営業務委託の仕様書の人員配置基準を抜粋したものととなります。本市では1つのセンターにつき、標準的配置人員6名と設定しております。内訳は保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が各1名以上かつ合計4名、介護支援専門員が1名、非常勤職員等の事務員が1名となっております。

朝霞市の現在の包括の仕様では1つの圏域につき、3職種を4名配置するよう規定しているため、高齢者人口が8,000人まで仕様を満たしており、既に国の基準よりも充足しています。

今回、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置要件の見直しということで、常勤換算方法の導入と人員配置の柔軟化の2点の条例改正を予定しておりますが、本市における地域包括支援センターの人員は他市町村と比較すると充足している状況にあることから、利用者や支援者の市民等への影響は現時点ではないと考えております。しかしながら、人材不足は全国的な課題となっていることから、包括職員の3職種の欠員が常態化した場合には、地域包括支援センター運営協議会に諮り、包括の運営業務に影響が出ないよう対応したいと考えております。

<委員からの意見・質問等>

【古川会長】

ありがとうございました。只今の説明に対し御意見、御提案、または御質問はございますか。

【熊澤委員】

いろいろな苦勞があり、この提案が出てきているのはわかるが、実務的にかかなり困難であり、地域包括ケアの面では弱体化していると言わざるを得ない。国が認めるからといって、朝霞市では出来れば導入をしない方向で議論を進めていってほしい。人員育成や業務改善の部分に力を注いで、この提案はプッシュしないように力を入れていってほしい。これは質問ではなく、提案です。

【古川会長】

朝霞の六つの地域包括支援センターに関しては、配置基準を満たせていましたでしょうか。

【事務局 田中主事】

現在、3職種のうち、欠員が生じている地域包括支援センターは1箇所あり、内訳としては保健師1名となっておりますが、今後、入職予定があると伺っております。

【古川会長】

はい、ありがとうございました。他の委員の皆様いかがでしょうか。

その他意見・質疑等なし

(4) その他

<事務局説明>

【事務局 田中主事】

第3圏域の地域包括支援センターモーニングパークが移転を予定しております。

現在の溝沼3丁目2番26号から新しい住所の溝沼3丁目2番32号に移転を予定しております。旧

アサカグリーンゴルフ跡地周辺となります。

モーニングパークの受託法人である山柳会の塩味病院の移転に併せて、包括も移転となっております。新しい住所でのモーニングパークの開所は6月2日（月）を予定しております。

移転の周知に関しましては、山柳会ではホームページや広報誌等、モーニングパークでは季刊誌を作成し町内会の回覧板、本市では市の広報や SNS、ホームページにて行う予定をしております。移転に際して、大きな混乱が起きないように留意し、市民の方へ発信を行ってまいります。

次回の会議は来年度の令和7年7月下旬を予定しております。

<委員からの意見・質問等>

その他意見・質疑等なし

3 閉 会